平成２３年（フ）第４３７号
千葉県柏市高田256番地６　モンシェリー柏103号
債務者　戸嶋美千男
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４３８号
千葉県柏市明原３丁目10番14号　レピュート明原105号
債務者　佐藤　誠子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４４８号
千葉県松戸市常盤平陣屋前７番地の３　秋谷ビル303号
債務者　岡崎　正恵
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９８号
福井県あわら市堀江十楽第５号24番地　政竜閣ハイツ505号、旧住所石川県小松市粟津町ヲ６番地１
債務者　大藤智津代
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
福井市大宮２丁目28番25号　ヴィラージュ大宮502
債務者　水野　　卞
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７１号
福井市月見３丁目４番３号　MHビル301号室
債務者　尾川るりこ
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８号
福井県鯖江市丸山町１丁目２番７号　サンシャイン丸山502
債務者　吉田　　司
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
福井県坂井市丸岡町寅国第７号27番地２　雇用促進住宅丸岡宿舎２号棟205
債務者　廣田さなみ
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
福井市加茂河原３丁目９番23号　第２加茂ハイツ203
債務者　山岸　直美
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
福井市花堂北１丁目14―25　プチ・フルール１－A、住民票上の住所福井市光陽１丁目16番19号
債務者　小川　　公
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８７号
福井市花堂南２丁目９番６号　セジュール花堂101号室
債務者　横山　信子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
福井県坂井市春江町西太郎丸第21号12番地１スプリングヒルズ
債務者　高山　隆夫
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６号
長野県茅野市本町東15番８号　明藤マンション205号
債務者　鋤柄　君子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第５４４号
兵庫県西宮市上ヶ原十番町５番43―301号
債務者　森本　恭介
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５４５号
兵庫県西宮市上ヶ原十番町５番43―301号
債務者　森本　和枝
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２０号
徳島県阿南市宝田町郡５番地２　市営郡団地５号棟502号
債務者　松田ユイ子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第２１号
徳島県美馬市脇町字西赤谷160番地２
債務者　原　　義博
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
徳島地方裁判所美馬支部